

悪質商法の主な種類

催眠(SF)商法

布団・健康食品・健康器具など

新商品の宣伝や安売りの名目で会場に人を集め、日用品などを無料で配り、会場を盛り上げ興奮状態にしたところで、最後に高額な布団や健康食品を売りつけます。

アドバイス

- タダより高いものはありません。安易に指定された会場へ行かないようにしましょう。
- 会場に行ってしまった場合も周りの雰囲気を読み込まれず、必要でないものはキッパリと断り、帰りたいたときには「帰りたいたい」とはっきりと告げましょう。



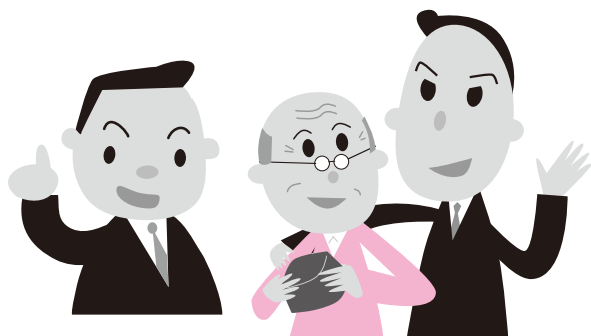
利殖商法

未公開株、社債、先物取引など

リスクを告げないで「必ず儲かる」、「値上がり確実」などと簡単に利益を得られることを強調し、勧誘します。

アドバイス

- 「必ず儲かる」「絶対に損しない」という投資はありません。仕組みがよく理解できない投資話には手を出さないことが大切です。



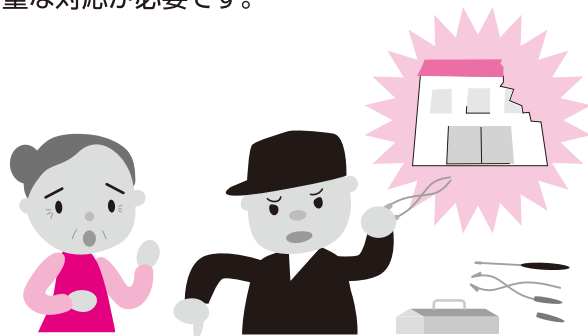
点検商法

床下換気扇・シロアリ駆除・耐震工事など

点検に来たと言って訪問し、「シロアリの被害がある」「工事をしないと家が傾く」「布団にダニがいる」などと、事実と異なることを言って不安をあおり、高額な契約をさせます。

アドバイス

- その場ですぐに契約せず、家族や友人に相談したり、複数の業者から見積書をとって比較検討するなど慎重な対応が必要です。



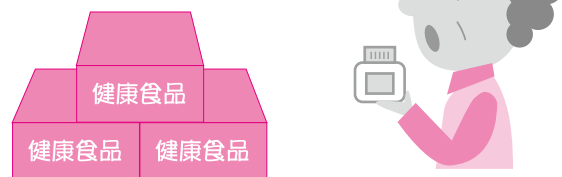
送り付け商法(ネガティブオプション)

健康食品、雑誌、写真集など

注文していない商品を一方的に送り付け、送られてきた人が断らなければ買ったものと見なし、代金を請求する迷惑商法です。

アドバイス

- 身に覚えのない「代金引換」の荷物は、受け取りを拒否しましょう。
- 受け取ってしまった場合でも、代金は支払わないで下さい。下記の一定期間経過後は、自由に処分することができます。
 - ①商品が送付された日から14日間
 - ②事業者の商品の引き取りを請求した場合は、その日から7日間



回覧

消費生活情報誌

平成27年 秋号

No.122

かいじ号



投資話や通販などのトラブル、家の点検や賃貸の契約トラブルなどに巻き込まれたときは気軽に県民生活センターにご相談ください。TEL:055-235-8455

最近の相談事例

事例① 物干しざおの移動販売で高額な請求

物干しざおの移動販売のアナウンスが聞こえたので、呼び止めた。常識的な価格だろうと思い、3本を注文した。その後、自宅用にあわせた長さで切った物干しざおを持ってきて、3本で約13万円を請求された。驚いて抗議したが、「切ってしまったから返品できない」と言われた。交渉して約9万円に下がったので、仕方なく払った。

物干しざおの移動販売に関する相談です。

- ◆市価の数倍もの金額を請求し、威圧的な態度で支払いを強要するケースがあります。
- ◆領収証が渡されなかったり、連絡先が架空だったりすると、業者との返金交渉は極めて困難です。
- ◆購入前には「1本〇〇円ですね」など、価格をあらかじめ確認し、納得できない場合は断りましょう。

事例② 「老人ホーム入居権を代わりに申し込んで」という電話がかかってきた

突然知らない業者から「老人ホームの入居パンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。数日後に届いたので連絡すると「両親を入居させたい人がいるが、1人分しかないのだから権利を譲って欲しい。申込書に署名し、代わりに申し込んで」と指示され、実行した。

2日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われ、怖くなって宅配便で現金を送った。

「老人ホーム入居権」に関する劇場型勧誘(買え買え詐欺)の相談です。

- ◆劇場型勧誘では、商品購入を勧誘する役、名義貸しを持ちかける役、警察官役、弁護士役など、多数の人物が登場し、様々な口実で金銭を要求してきます。
- ◆一度お金を払ってしまうと、次々に請求されることがあるうえ、取り戻すことは極めて困難です。
- ◆不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切って下さい。

事例③ 「悩みを聞けば収入が得られる」といった誘いのメールが届いた

「男性から悩みを聞けば収入を得られる」というメールが届き、誘導されたサイトに登録した。メールの送受信は無料と書かれていたが、お金を受け取るにはポイントが必要と言われ、さまざまな名目でポイントを購入し続け、1週間で180万円にもなってしまった。

サクラサイトに関する相談です。

- ◆他にも、「お金をあげる」、「芸能人をサイトで励ましてほしい」といったパターンがありますが、いずれもお金をだまし取るのが目的です。
- ◆理由もなくお金がもらえたり、芸能人からメールが届いたりはありません。
- ◆心当たりのない電子メール等での魅力的な誘い・挑発・脅しには絶対に応じないようにしましょう。

平成27年度

『やまなし食の安全・食育推進大会』を開催しました

9月は山梨県食の安全・安心推進条例第23条により「食の安全・安心推進月間」と定められています。この月間にあわせて9月15日(火)に「やまなし食の安全・食育推進大会」を開催し、食の安全・安心の確保や食育の推進に関して、広く他の模範となる活動を実践されている団体を表彰するとともに、内閣府食品安全委員会事務局 技術参与 平塚かおる氏の講演や優良活動事例発表を行いました。

『やまなし食の安全・安心優良活動表彰』被表彰団体の紹介

甲府市食生活改善推進員連絡協議会

昭和51年の発足以来、40年にわたり、子どもから高齢者までのライフステージに応じた健全な食生活の実践を促す食育活動として、食事バランスガイドの普及啓発、地産地消の推進、郷土料理や行事食など、食文化の継承等に取り組み、地域における健康づくりの担い手として食育活動を推進しています。

また、会員や理事への研修を計画的に行い、向上心をもち、常に自己研鑽に取り組んでいます。



左から、藤澤恵子会長、前田さとみ副会長

農事組合法人 た・から

農業の担い手の高齢化、兼業化や遊休農地の増加が進む地域において、農産物直売所を拠点に、安全・安心な農産物の生産振興と消費者への提供を行っています。これらの活動に加え、「地域の子どもは地域で育てる」との考えから、教育ファームでの体験学習の指導や学校給食への食材提供を実施し、子どもへの食育に貢献しています。

これらの活動を通じて、生産者と消費者の交流を促進するとともに、地域住民や子どもたち等への食育の推進を行っています。



左から、川口富男代表理事、佐野孝義理事

内閣府食品安全委員会事務局技術参与 平塚かおる氏による講演 『食べ物の基礎知識～食品の安全と消費者の信頼をつなぐもの～』



食品安全委員会は、平成15年5月に施行された「食品安全基本法」に基づき食品安全行政を行うために、同年7月、内閣府に設置された機関です。ここでは、私たちの健康を守るために、様々な食品を科学的に調べ、食べても安全かどうか評価し、情報提供等を行っています。

今回は、食品安全委員会事務局 技術参与 平塚かおる氏をお招きし、「食べ物の基礎知識」と題してご講演をいただきました。

どんな食品も絶対安全ではない、自らがリスクを理解し、食品についての知識を深めていくことが大切であるとお話をいただき、日常生活の中で、改めて食品について考える良い機会となりました。

山梨県消費者基本計画(仮称)を策定します!

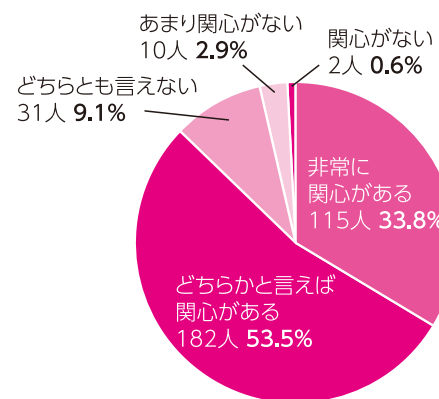
消費生活に関するアンケート調査結果

県民の消費生活に係る意識や実態を把握し、施策の効果を検証するとともに、県民ニーズや地域の実情に応じて、今後の施策を更に効果的なものとするため、アンケートを実施しました。

アンケート結果を踏まえ、山梨県消費者基本計画(仮称)(H28~H32年度)を策定します。

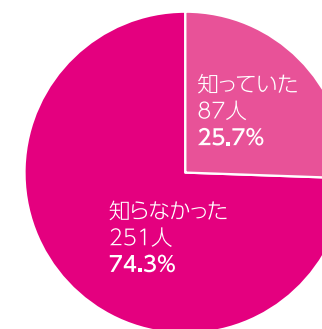
●調査時期:平成27年7月 ●調査対象:県政モニター ●回答者数:340名

消費者問題(悪質商法・製品事故・食品偽装など)について関心がありますか?



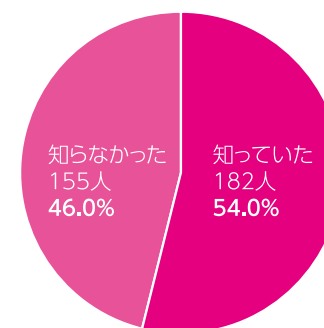
関心があると答えた人は全体の87.3%にのぼり、消費者問題への関心の高さがうかがえます。

現在、お住まいの市町村役場で、消費者相談窓口を設けていることをご存知でしたか?



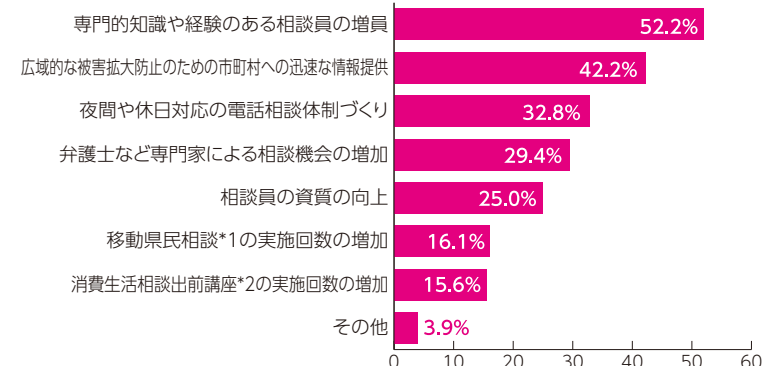
知っていたと答えた人は25.7%と少なく、周知の方法が課題です。

県民生活センターでは、消費者トラブルの解決に向けた消費者相談を実施していることをご存知でしたか?



県民生活センターが消費者相談を実施していることを知っていた人は54.0%となっており、一層の周知が必要です。

県民生活センターの消費者相談サービスについて、どのようなことを望みますか?(複数回答可)



消費者相談サービスについて「専門的知識や経験のある相談員の増員」について望むと答えた人が最多となっています。

山梨県消費者基本計画について

消費者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の消費生活の安定と向上を図るため、策定します。現在、計画策定に向け進めており、12月頃にパブリックコメントを実施予定です。

第3次やまなし食育推進計画について

第2次やまなし食育推進計画は本年度で計画期間が終了します。それに伴い、第3次の計画を現在策定中です。12月頃にパブリックコメントを実施予定です。

※1「移動県民相談」 県民生活センターの消費生活相談員が、地域県民センター等へ出向いて相談に応じるもの
※2「消費生活相談出前講座」 消費者トラブル未然防止等のため、地域やグループの学習会などに無料で講師を派遣するもの